

平成25年(ワ)第46号, 同第220号








原告 武田 悦子 ほか1392名

被告 国・東京電力株式会社

準備書面(31)～初期混乱期の精神的損害～

2016(平成28)年 3月 9日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝		代
同	広	田	次	男	博		代
同	鈴	木	堯	博	博		代
同	米	倉	勉	勉	勉		代
同	笹	山	尚	人	人		代
同	渡	辺	淑	彦	彦		代
同	坂	田	洋	介	介		代
							他

## I 初期混乱期損害 総論（請求の趣旨1及び2について）

### 第1 はじめに

#### 1. 初期避難における強制避難者と自主避難者の同等性

原告を含むいわき市民には「自主的な」避難者はおらず、避難した者はいずれも避難を「強いられた」のである。

原発事故という未曾有の事態が、自分の身に降りかかるという信じがたい現実を前に、不安と恐怖のあまり避難を実行した人と、政府の指示のもとに避難を実行した人との間に、その精神的負担において、本質的差異はない。また、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」）が危機的状态に陥っているとの情報や、放射性プルームの位置・方向性、放射線そのものについての知識や情報が極めて不十分な状態の中で、いわき市民の大半は、「究極の決断」として、自宅を捨て、行政等の助けを借りることもできず、自らの力だけで避難を選択した。その際の精神的負担は、自治体から避難を要請され、すぐに帰れると思いつつも避難したが、結果的に当面帰れなくなった人の精神的負担との間に、何ら本質的違いなど存在しないはずであるし、むしろ、自治体等の助けもなかった点については、強制避難地域からの避難よりも過酷であったと言える。

また、様々な事情から避難をすることもできず、いわき市内でじっと滞在せざるを得なかった市民の不安と恐怖は、究極の決断として避難を実行したいわき市民の不安や恐怖と「表裏の関係」にあると言えよう。表裏の関係にあるからこそ、避難実行者と滞在者との間に差異を設けることなどできない。

いわき市の広報広聴課が実施したアンケートによれば、いわき市民の半分を超える市民が、「自主的に」避難を選択したのである（甲A第144号証）。原発事故の初期混乱期において、いわき市内にその生活の本拠

を有していた原告らは、未知で、五感で感じることもなく、しかし、その影響は将来にも長く続くかもしれないという放射性物質に、深い不安と恐怖を抱いた。まさに、その不安感は、一般人・通常人の感覚に照らして合理的不安であった。

不安を感じずるあまりに、ある者は、「自主避難」という誰にも頼ることのできない中で、究極の決断を行って避難を実行したのである。また、ある者は、様々な事情から避難できず、「命を失うのではないか。」「自分や子どもら家族に将来的な影響が出るのではないか。」「妊婦は大丈夫か。」などの極限状態の不安と恐怖の中で、いわき市に残らざるを得ず、過酷な環境の中でじっと耐え忍んだのである。滞在者のこのような恐怖も、一般人・通常人の合理的感覚に照らしても、極めて合理的な不安と恐怖と言えるだろう。

## 2. 本準備書面の目的

本準備書面の目的は以下のとおりである。

- (1) 本件原発事故当初の混乱期（以下「初期混乱期」）の時期において、当時、いわき市内に生活の本拠を有していた各原告（一般、子ども1，妊婦）が、いかなる不安感と恐怖を覚えたかを具体的に明らかにすること。
- (2) そのような被害の実態を踏まえた場合、いわき市に生活の本拠を有していた原告らが、被告東電から任意に支払いを受け、または、支払いの提示を受けている賠償金額は、あまりに低額すぎ、「見舞金」程度に過ぎず、到底、合理性や相当性を有さないこと。

本準備書面は、これら初期混乱期における具体的な原告らの損害とその損害の相当な評価を明らかにすることを目的とするものである。

なお、初期混乱期終了後、低線量放射性物質により地域が汚染され、日常生活の中で放射性物質への不安に苛まれながら、何らかの生活上の

制約を余儀なくされながら日々の生活を続けざるを得ないこと（「生活内避難」とも呼ぶべき被害状態）についての主張・立証は、次回以降に行う。

### 3. 原告のどんな権利が侵されたのか

#### (1) 初期混乱期において、原告らが侵された権利は何か。

本件事故発生時において、いわき市住民が受けた不安や恐怖に対して、損害賠償請求権が発生するだけの請求根拠事実である「不安や恐怖」があったことについては、平成 23 年 12 月 6 日付中間指針追補でも認めており（1 頁乃至 2 頁、「上記の恐怖や不安も無視することはできない」）、また、被告東電も争わないようである（被告東電準備書面（4））。

損害賠償が発生するだけの「不安や恐怖」の請求根拠事実があったことはいわば当然のことであるが、問題は、その権利侵害が、「見舞金」程度の賠償額で足りる程度の権利侵害なのか否かということである。

#### (2) 原告らが侵された権利は、「身体権に直結した平穏生活権」である（準備書面 20）。

等しく国民は、生命・身体に対する侵害の危険回避する権利を有する。いわば、これは当然のことであろう。どんな人間でも、否、生物であればどのような生物であっても、「自らの生命・身体を守りたい。」「その危険を回避したい。」「子どもの命を守りたい。」「次世代に元気な子孫を残したい。」と思うのは、動物として当然のことであろう。この権利は、人間の極めて本質的な権利であり、誰でも平等に享受できるはずの権利である。これを「平穏生活権」と呼ぶこともできよう。人は、誰でも、この平穏生活権を侵されない自由を有している。

#### (3) ところが、福島第一原子力発電所の周辺住民、特に、同じ浜通りに属するいわき市民は、自らの置かれている状況について十分な情報がない中で、福島第一原発の原子炉建屋爆発という情報に接した。その恐怖は、後述の

とおりに筆舌に尽くしがたい被害であった。大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱いたのはいわば当然のことであった。その危険を回避しようと考えて自主的避難を選択したことも、人として当然のことであるし、一般人・通常人の感覚に照らし十分に理解できる合理的行動であった。同時に、様々な理由から避難を選択できなかった者も、いわき市に滞在しながら抱き続けた恐怖や不安も、一般人・通常人の感覚に照らし極めて相当な感覚であったと言える。

- (4) さらに付言すれば、いわき市など、福島第一原発が置かれた浜通り地方の初期避難の状況を見ると、中通り地方のように「本件事故発生からしばらく経過した後、生活圏内の空間放射線量や放射線被曝による影響等に関する情報がある程度入手できるようになった状況下で、放射線被曝への恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した場合」(中間指針追補1頁乃至2頁)という態様ではなく、不安と恐怖のあまり、強制避難地域の住民と何ら変わりのない精神的負担を有しながら、命がけで逃げたという態様であったということである。中間指針追補には、初期混乱期における滞在者の態様として、「同時に、当該地域の住民は、そのほとんどが自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続けており」などと記載があるが、いわき市のアンケート調査を見ても、市民の半数以上が自主避難を選択しているのであるから(甲A第144号証)、まさに、いわき市が初期混乱期において受けた被害は、他の自主的避難等対象区域(特に、中通り地方)と比べても、初期混乱期の精神的負担は極めて著しいものがあつたと言える。

#### 4. 原告らの被害の実態調査の方法

原告ら各人の被害の実態調査については、アンケート方式の陳述書で行った(甲A第146号証アンケートのひな形)。もっとも、各原告から回収した当該アンケートの方式の原本をすべて裁判所に提出することは、

原告人数に鑑みれば，訴訟経済に反する。そこで，アンケート方式の自由記載欄に原告らが記載した内容を代理人弁護士らの責任でもって転記した報告書（甲A第147号証）と陳述書内の各チェック項目について統計の専門業者に依頼し統計処理した報告書（甲A第148号証）を提出する。これらの報告書と今後提出を予定している40名乃至50名ほどの原告ら代表陳述書によって初期混乱期における原告らの不安や恐怖の程度を明らかにする。

## 第2 中間指針の策定過程からみても実態調査が不十分であったこと

### 1. 中間指針は暫定的な指針にすぎず賠償の上限を示すものではないこと

被告東電は，被告東電による自主避難者等に対する任意的賠償は，中間指針に基づくものであり，妥当なものである旨の主張を展開している（被告東電準備書面（4））。

しかし，言うまでもないことであるが，中間指針（およびその追補）は，和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主な解決に資する一般的な指針にすぎず，訴訟において，損害の捉え方（損害総論）を制約したり，賠償範囲を制限したり，賠償額の上限を画したりするものではない。

### 2. 中間指針策定の経緯から見た同指針の不十分性

平穏な日常生活を突如奪われるという未曾有の本件原発事故による被害について，その賠償指針を決定するためには，本来，指針策定者（原賠審委員）自らが被害現場に赴くなどして，綿密な被害実態を調査することが必要となる。自主的避難者がどのような被害を受けたのかについて，地域ごとにその被害実態を聞き，併せてアンケート調査や統計調査などを行い，それを参考に基準を策定する必要があったはずである。

平成23年12月6日付中間指針追補（自主的避難等に係る損害）の策定にあたり，被害者の声を聴いたかと言えば，平成23年10月20日に，福島市長，福島県弁護士会所属の弁護士，市民団体2名からのヒアリングを

実施しただけのことであった。自主的避難区域といっても広大である。前述のように、明らかに「浜通り地方」と「中通り地方」の避難態様は異なる。指針策定にあたり様々な地域の被害者の声を広く集め、集計し、賠償の基準を策定したのではなかったことは明らかである。自主的避難対象区域の指針策定において、被害実態の調査が不十分であったとの批判は逃れられないであろう。この点、早稲田大学法学部の浦川道太郎教授は、「被災住民の声も本件原発事故の関係市町村の首長の声も十分に聞くことなく、一方的に中間指針等を策定している（本件原発事故の被災地である全市町村の首長の意見を聴取したのは、中間指針公表後である原発事故発生から10カ月を経過した第21回審査会（2012年1月27日）においてである。」と指摘している（甲A第149号証：浦川道太郎「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点」環境と公害43巻2号14頁）。また、立命館大学法学部の吉村良一教授も、同様に、「地元市町村長からも、実態把握が不十分なまま指針が作られたことへの不満や批判が異口同音に出されているが、審議経過から見て、これらの批判は当たっている。」「一方当事者である東電の関係者はしばしば出席して発言しているが、被害者らが直接審査会の場で意見をいう機会は設定されていない。」と指摘している（甲A第150号証：吉村良一「原子力損害賠償紛争審査会「中間指針」の性格」法律時報86巻5号136頁）。

## II 初期混乱期の被害 各論（請求の趣旨1及び2）

### 第1 はじめに

#### 1. 「自主」ではない

原告らが居住していたいわき市は「自主避難地域」などと一般に呼ばれている。しかし、原告らを含むいわき市民にとって、あの初期の大混乱の中での避難が「自主」などという言葉では到底評価することなどで

きない。当時、このいわき市に滞在していなかった方には、いわき市民の恐怖体験は、実感として分からないかもしれない。「目に見えない放射性物質がいつ迫ってきているかもわからない。」「子どもを被ばくさせてしまうかもしれない。」「既に被ばくしているかもしれない。」という恐怖環境の中にあつたのである。放射性物質は目に見えない。五感でも感じない。見えない、感じないものが迫ってくるかもしれないという今まで体験したこともない恐怖である。

また、いわき市ほどではないが、少なくとも関東や東北に滞在していた人であれば、少なくない人（特に母親と子ども）が「とにかく西に」と避難していたことを目の当たりにしているのではないだろうか。たとえば、福島第一原発の水素爆発直後において、東京駅東海道線新幹線のプラットフォームは一日中あふれんばかりの人でうまり、100%を軽く越す乗車率であつたものである。東京でさえそうである以上、距離的に近く、浜通りとして経済圏、文化圏で一体のいわき市の市民の恐怖が計り知れなかつたことは想像に難くないものである。

そして、日本人は、広島と長崎の原爆の被害については、共通知識としてそのあまりの凄惨さを知っている。放射能と言えば、私たち日本人は、すぐに「死」や「がん・晩発性被害」を連想する。結果として「低線量であつた」などという主張は、当時のいわき市の住民の恐怖にとって何ら説得力などなかつた。同じ浜通り、すぐ近くの大熊町と双葉町にある福島第一原子力発電所が大爆発し、大量の放射性物質を環境中に放出したのである。浜通りは、一体とした同じ経済圏・文化圏である。その一部でそのような爆発が起こつたという恐怖は、浜通りに住む住民が共通に受けた被害であつた。そこに政府の指示による避難か、「自主的な避難かなど」という区別は全く意味をなさなかつたのである。いわき市の多くの住民が、当初、中通り方面に避難したことは分かっている。な



ぜ、相対的に線量が高かった中通りに避難したかと言えば、それは、原発の近さと同じ「浜通り」という一体の中での事故であったからであろう。

## 2. 究極の選択に迫られたこと

初期混乱期において、正確な統計は存在しないが、いわき市民の実に半数の市民が避難を選択した（甲A第145号証「いわき市広報広聴課のアンケート，甲A第151号証「とうほう地域研究所実施のアンケート」）。いわき市の裁判所や検察庁さえも閉庁となった（他庁ではなかったことであった。）。迫りくる放射性物質の恐怖の中で、避難が可能な人はすべて避難を選択したのである。

他方で、当然、社会的立場、仕事上・経済上の理由などから避難したくてもできない人も多数存在した。滞在者の恐怖は筆舌に尽くしがたいものがあつた。当時は、だれも放射線について十分な知識や情報を持っていなかったのである。線量計などもなかった。北から吹いてくる風が怖く、放射性プルームを含んでいるのではないかと思われる雨や雪が怖く、外の空気を吸うことさえ怖かつたのである。

避難を実行するといっても容易ではなかつた。放射性物質を恐れて物流が止まり、ガソリンも入って来ない中で、「途中でガス欠となつたり、パンクしたりすれば、かえって命の危険があるのではないか・・・」という究極の選択の中で避難を選択できる者は避難を選択したのである。国や行政の手助けもなかつた。バスなどの用意も無かつた。自力で避難しなければならなかつたのである。

子どもや妊婦は、放射能に対し感受性が強いという程度の知識はあつたことから、大人は、子どもや妊婦を避難させる際に、自分の命がどうなつてもいい、次世代を担う子ども達や胎児に影響を与えてはいけなかつたと必死に避難したのである。

放射能の恐怖の中で避難を実行したのは、政府による避難指示でも、恐怖のあまり「自主的」に避難した場合でも全く同じである。政府の指示のもとでの避難した精神的負担と、いわき市から恐怖の中避難した避難者の精神的負担との間には全く本質的な違いはないはずである。

### 3. 損害の評価の不当性

被告東電は、いわき市を含む自主的避難対象区域の住民に対し、2回に分けて一定の金銭の支払いを行った。被告東電は、これ以上の賠償を支払うだけの必要性も相当性もないと主張している。しかし、例えば、自主的避難対象区域の大人に対し、第1回目の賠償として8万円が支払われたが（この8万円の内訳や性格について十分な説明はない。）、仮に、その半分に相当する4万円のみが大人に対する精神的慰謝料であるとするれば、子どもを守るため、妊婦を守るため、家族を守るために、何もかも投げ打って選択した避難、恐怖のあまりに逃げる方向もわからず、寸断されていない道を命がけで逃げた避難の慰謝料が「4万円」だけで十分とは到底言えない。

命の危険を感じながら、様々な理由から逃げるに逃げられずいわき市内に死の恐怖を感じながら滞在していたことに対する精神的損害が、わずか4万円だけで十分であると到底評価できるものではない。

### 4. 妊婦が受けた恐怖

原告の中には、当時、妊婦だった者もいる。妊婦は、平常時でさえ「健康な子供を無事に生むことができるか・・・」と非常にナーバスになっている時期である。そしてチェルノブイリ事故の際に妊婦に影響が出たという情報程度はある時期である。十分な情報もない中で、外に出て空気を吸っていいのか、子どもをどうやって守ればいいのかという恐怖の選択を迫られた妊婦に対する賠償が、生活費増加分を含め、わずか40万円（避難を実施した場合には60万円）という金額で十分であると堂々

と言えるのか、自分の家族に置き換えて虚心坦懐に考えてみて頂きたい。

## 5. あまりに低額の金銭的評価

この初期混乱期における恐怖の中の避難、恐怖の中の屋内退避だけを考えても、被告東電が支払い、あるいは支払いを提示する精神的慰謝料ではあまりに低すぎると言えるだろう。裁判実務における慰謝料の金額を概観すると、4万円というあまりに低額な慰謝料などあるであろうか。明らかに約150万人という自主的避難対象区域の住民への賠償となることから、賠償の原資（予算）を意識しての賠償額の決定としか考えられない。まさに政治的な決定であり、法に基づく、損害を直視した賠償とは到底言えない。司法はそのような政治的手法で賠償額を決めてはならない。司法は、あくまで客観的に被害を認定すべきではある。なんの罪もない人に対し、命を失うかもしれないという恐怖や、子どもや妊婦という次世代を担う大切な人に影響を与えるかもしれないという不安を与えておき、極めてわずかな賠償金だけで、精神的損害を慰謝したとなどいえるであろうか。司法への信頼を維持し、司法が政治化しないためにも、この原告らが受けた損害について、適切に評価、判断して頂きたい。

## 第2 アンケート方式陳述書結果から見る初期避難の被害の実相

### 1. 合理性の基準

これから原告1152人に対するアンケート方式の陳述書の統計結果（甲A第148号証。以下「統計結果」という）及びその自由記載欄（甲A第147号証。以下「自由記載欄」という）の内容を検討するが、どの程度の割合の原告が回答していれば、平均的・一般人の判断基準に照らして合理的行動と言えるかという視点を定めておく必要がある。一般的には、過半数が回答すれば、それは通常一般人でも恐怖を感じるのか、不安を感じることになるだろう。では、それ以下であったらどうか。こ

の点、前述のとおり、原賠審の能見会長は、「少数派であっても相当数がいれば、それは平均的・一般的な人を基準としても合理性はある」と述べている。地域の多数が避難したのではなくとも（少数ではあっても）、避難した人の行動が地域や社会に共感を持って受け止められるかどうかの問題であるという指摘は重要である。

さらに、この統計結果の対象原告は、決して偏った考えを持つ集団ではない。たとえば、初期混乱期の行動に関する質問（統計結果3頁）において、自主避難した者の割合は48.2%であり、これは前述のいわき市のアンケート結果（甲A第145号証）と一致する傾向である。また、「国が特に避難指示を出さない以上は、自主避難まで実施する必要性は低いと思い、避難しようとは思わなかった」と回答した者は53人（4.6%）もいるのであり、これは元々決して偏った考えを持つ集団でない、普通の市民集団であるからこそである。

## 2. 原発の悪化と原告らの気持ち

- (1) 平成23年3月11日以降、徐々に福島第一原発が悪化しているとの報道がある中で、原告らはどのような気持ちでいたのか。
- (2) 統計結果2頁において、①「いわき市は、同じ浜通りで原発の近くに位置する事から、本当に避難しなくて大丈夫なのか心配でした。」②「現在、放射性物質がどのように広がっているのか全く分からず不安でした。」という設問に対し、それぞれ実に8割前後の原告が不安を訴えている。これは、当時原告は「放射線が目の前に迫っている、もしくはもう到達している」との不安を抱いていたことを意味する。原告の中には、子どももいるのであり、当時、判断能力があった原告のほぼ全員がこのような恐怖体験をしていることが分かる。その背後には、特に日本人の場合、凄惨な原爆の恐怖もあることから（③の回答）、当時の放射性物質が迫ってくるという恐怖感は、命に直結する恐怖であり、この事実だけでも、

精神的慰謝料の金額はあまりに低いと言わざるを得ない。

- (3) 原告らの自由記載欄でも、原発事故直後の情報不足による混乱についての記載が多くみられる。原告らは、被告東京電力からも、被告国からも、避難する必要があるか否か、現在の放射性プルームはどこに来ているのか、周辺の空間放射線量はどの程度かなどの情報がまったく提供されなかったのである。

「放射性物質は目に見えない上、拡散状況の情報や報道がなかったために、自分たちがどういう行動に出ればよいのか分からず、不安であった。また、いわき市四倉の自宅は福島第一原発から35キロという距離であり、避難しなくて良いのか、近くの施設に入所していた義母は大丈夫なのか、連れて避難した方が良いのか、大変に悩んだ。」

「テレビでは外出をするな、外出したときはシャワーを浴びろなどの対処を流していたが、水は出ない、外出は避けられないなど、被ばくからは逃れられない不安があった。」

「テレビ、ラジオでしか情報が得られず、いわき市から何も指示もなく数日は全く動きようもなく、ただただ恐怖しかなかった。毎日飲んでいる薬が手に入らなかった。」

「福島原発が次々と水素爆発をしていく様子などをテレビの画面で見ながら、政治家や専門家の話を聞く以外に術がなく、知り合いからはネットで仕入れた情報が携帯に送られてくるなど、一体、何を信じたらよいかわからない状況の中、食料品やガソリンを確保しなければならず、漠然と、ここから遠いところに避難しなければという不安な気持ちで一杯であった。」

「不安」の一言である。流れている情報が本当に正しいのか、食料や水が手に入らない状況はいつまで続くのか、そして、一番は、被ばく

しているのかどうか、今後は、原発が大きなトラブルに発展してチェルノブイリのようになるのでは・・・などまったく理解できない問題だらけで、対処もできない気持ちであった。」( )

●

など、初期混乱期における原告らの不安や恐怖にともなう精神的負担がいかに大きかったかが分かる。

### 3. 自主的避難の実施について

- (1) このような恐怖の中、原告のうち「自主避難を実施した」と回答した方が 555 人 (48.2%) であり、全体の約 5 割を占めている (統計結果 3 頁)。次いで「事情により避難できなかった」と回答した方が 314 人 (27.3%) であるから、やはり原告全体の約 8 割は避難をしたいと考えたが、そのうち 3 割は、様々な理由 (統計結果 4 頁) で避難実施をできなかったのである。
- (2) 自由記載欄を見ても、原告らはそれぞれ避難すべきか否か、究極の選択を迫られたと言える。避難することには、今後の生活の不安や仕事上の不安、高齢者や子どもを連れての避難に対する不安など、様々な不安が積みまとうことから相当の葛藤や不安があったことが分かる。

「住み慣れた土地を離れ周囲に知人もいない土地で生活することへの不安はあったが、子ども 2 人が女の子ということもあり、将来への影響を考え、原発から少しでも離れようと子ども達のために避難するという決断をした。仕事への影響を考えて大変苦しんだ。」( )

( ) 。

「生後 5 ヶ月の孫の避難について息子夫婦と連絡が取れず、また、年老いた母親 (体が不自由で車に乗れず) のことなど、気がかりなことばかりだったが、とにかく家を出た。パニック状態だったと思う。」(原

( ) 番号 ( ) 。

「とにかく子ども達を守ることに必死だった。息子の中学入学はどうすれば良いのか、物資がない中で、ミルクを飲ませてあげられない、苦渋の決断を迫られた。政府の避難指示があいまいで、役所自体、いわき市のどの辺りまでが屋内退避なのか分かっていなかったようだ。実際、出生届を出しに行ったとき、小名浜も屋内退避して下さいと役所の人に言われた。小名浜から平に向かう中で、人は誰一人いない町に恐怖を覚えた。2回目の爆発音を感じたときに、家族に避難することを強く要望した。中学に入学する子のことも考えたが、とにかく子どもを守らなければいけないという思いであった。」(原告番号 番 )。

「私は早急に避難したかった。しかし、行くあてもなく、祖父母は家から離れたくないと言い、父と母も家で祖父母の世話をすると残る決断をしていたため、家族を残して避難することに葛藤があった。」(原告番号 番 )。

「父と母は、それぞれ病気の両親(祖父母)がいて、避難は大変なので、兄弟3人といとこ2人とお婆さんと6人での避難を勧められて、行くしかなかった。今どうなるのか不安と心配だけで避難した。」(原告番号 番 )

「ニュースやラジオに常時耳を傾け、いかなることも起こりうることを想定し、自主避難に備えていた。今まで経験したことのない異常事態に備え、家族を守ることに専念していたので、爆発が起きた際は迷わず避難するという選択をした。」(原告番号 番 )。

「妊娠初期の出血のため、医師より自宅で安静にしているように指示があった。当時2歳であった長男を連れての遠方への避難には、身体的にも精神的にも負担が大きく、特に長時間の移動による切迫流産の不安もあり、悩んだ。」(原告番号 番 )。

「3月11日以降、すぐに避難したかったが、交通手段がなく、今後

どうなっていくのか不安しかなかった。市内の病院で受診していたとき、水素爆発したということで、病院の職員がラジオと聴診器を持って病院の屋上へ上がったことがあった。どこへ逃げても同じだという人もいたが、4月11日の二度目の大きな地震で渋々東京へ避難することを決意した。」（原告番号 [REDACTED] 番 [REDACTED]）。

「どんなに不安で避難したくても、仕事があるので、すぐには判断できなかった。2つ目の水素爆発の後、近所の人たちが次々と荷物を車に積んで避難していく様子を見てながら、子どものためを思い、思い切って避難することに決めた。夫の実家が神奈川なので、行くところがあり本当に助かった。」（原告番号 [REDACTED] 番 [REDACTED]）。

「仕事を放り投げて避難していいのか、その後職を失うのか、ガソリンが手に入らず、店が開くかわからないにもかかわらず店の前に並んだりしているのに、逃げることができるのか。夫がおらず女二人だけでどうやって逃げたらいいのか。夫が、第一原発の知り合いの人から危険だと聞いたから逃げろと指示が来る。飼っている猫を置いていかなければならないという不安。」（原告番号 [REDACTED] 番 [REDACTED]）

「たしかに情報がなく、ガソリン、水の補給ができず、放射能への不安が募るばかりで、自主避難を決めた」（原告番号 [REDACTED] 番 [REDACTED]）

「原発が心配だったが、しばらく生活していた。身体も不自由だったので、兄が避難してくるよにと言ったので、避難した。」（原告番号 [REDACTED] 番 [REDACTED]）

#### 4. 滞在者の生活状況

- (1) 他方、様々な理由から、自主避難を実施せずいわき市に滞在し続けた人の生活状況はどのようなものであったか。自主避難を実施できなかった理由は様々であり、仕事の都合、仕事上責任ある立場、移動手段やガソ



リンの欠如、避難先のあてがない、家族内に避難弱者(介護の必要な高齢者など)など様々であった。

- (2) そのような滞在者の生活状況は過酷であり、放射性物質のためにいわき市への物流がほぼ止まってしまったために、「食品・日用品が入って来ず困った」(90.5%)、「ガソリンが入って来ず苦労した」(87.0%)という物質面での苦労があった。

そして、ほとんどの滞在者は「正確な情報が何もなく、何を信じて良いのかも分からず、とても不安で混乱した気持ちになった」(82.9%)のために、終わりの見えない不安と恐怖のもと「外に出る事や雨にあたるのが怖かった」(80.9%)「家の中に放射性物質が入らないように苦労した」(65.4%)、「近所の人皆避難してしまいとても不安でした。」(51.7%)、「水汲みやガソリンの列に長時間並ばなければならず、その時、被ばくしたかもしれないと思うと不安です。」(76.2%)、「水を購入せざるを得ませんでした。」(54.2%)、「地元産の食べ物を食べないようにしていました。」(59.4%)、「外出時、マスクを着けていました。」(79.7%)、「屋外に出ないようにしていました。」(62.9%)などの過酷な生活環境に置かれていたのである。

- (3) 原告らの中には、避難をしたくても、様々な事情で避難を思いとどまらざるを得なかった者もいた。この当時、いわき市民にとって避難するか否かはまさに究極の選択であり、避難しなかった原告らにもかなりの葛藤があったことが窺える。

「避難しなくちゃいけないのかと思いながらも避難できない葛藤の繰り返しだった。残されたのは2人だけになってしまったのかと不安でいっぱいだった。」(原告番号 ██████████)

「断水、ガソリン不足、擁壁の亀裂や地割れ、住宅の基礎の亀裂などがあった。そして、同居している息子が平成22年に契約社員になった

ばかりであったこともあり、避難できなかった。住宅の応急手当や当面の暮らしの基盤確保などのために家族3人で奔走せざるを得ず、避難どころではなかった。」(原告番号 番 )

「放射線量の低い地域へ避難すべきとは思いつつも、様々なマイナス面を考えると、安易に踏み切ることができなかった。」(原告番号 )

「放射性物質という目に見えない恐怖の中、東電や国からは適切な情報提供もなく、極度の不安に苛まれていた。また、義母が介護施設に入所していたため、避難生活による心身のストレスを考え、避難することを断念した。」(原告番号 )

「体の弱い息子がいて、犬、ネコも飼っていて、避難先のあてもなく、水とガスがなんとかかなるかと思ったので避難しないと決心した。が、今になって思い出すと、プロパンガスがなくなってしまったら当時は交換してくれる業者もいなかった。」(原告番号 )

「子供もうちは多いので、お金もかかると思い、ガソリンもなく、身動きも出来ず恐怖で心配でしたが自主避難出来なかった。私1人で子供達の精神面を恐怖にさせないように頑張っていたが正直不安でいっぱいでした。」(原告番号 )

「子供達の事を考えれば避難をしなくてはいけないが、知人の子供さんや多くの知り合いの方が避難できないでいる状況で自分達だけ避難できない。」(原告番号 )

「足の不自由な父を置いていくこともできないし、子どもだけでも避難させたいと思ったが、避難先を提供してくれる人もいないので、いわきで生活していた。」(原告番号 )

「妻、娘たちに、一緒に避難するよう促されましたが、近所に住んでいる一人暮らしの女性を置いて逃げることができず、残りました。」(原

番号

「母と子どもだけを県外に避難させ、自分はいわきに戻った。子どもだけは守らなければならないと強く思い、避難を決意したが、職場に迷惑をかけてしまうことや、どのくらい福島から離ればよいのか？経済的に避難をしてしまって大丈夫か？など不安だらけだった。」（原告番号

番号

「同じ敷地に住む娘一家が、福岡に避難できたので、それだけは安心しました。私たち夫婦と義母は何があっても、最後までここにいるしかないと思いました。」（番号

「どこに避難すればいいのか、ガソリンもない中でどこまで行けるか。屋外に出ることでのどのような影響があるのか、生活していけるのか等たくさん不安があった。」（番号

「ガソリンもなく、テレビとラジオの情報を確認して、いつ避難するか分からなくて、不安な気持ちがあふれていた。食料や水もなく、風呂にも入れなかったのが不安でした。」（番号

「避難は、ニュースで見て早い段階（3/15日）にしましたが、闘病中の夫を連れて長距離の移動をするのは、他県に住んでいた息子達の協力を得ても、大変につらく、転院先の病院でも病状が悪化して回復する事はありませんでした。」（番号

「保育所の友達とはもう会えないのか、住んでいる家にはもう返ってこれないのか、この先どうになってしまうのかどうしたらいいのか不安だった。」（番号

「余震が1日に何度も続いていたので、原発の状態がさらに悪くならないか心配で、子ども達のことを考えると一刻も早く避難したい気持ちであった。「安全」という言葉に全く根拠がないと思っていたし、「いわき市民」は見捨てられたのだと感じた。」（番号

## 5. 自主避難実行者の損害

- (1) 自主避難実行者は、その大部分は、3月17日までに避難を実行しており、線量の情報が分かってから徐々に避難者が増えた中通りの状況とは大きくことなる。このことから、今回の事故は、浜通りの一部で起こった事故であり、浜通りの一体性が分かるところである。
- (2) また、自主避難を実施するという決断も、当時の大震災後の状況を考えれば究極の決断であった。統計結果9頁によると、「正確な情報がなく、被ばくへの恐怖や不安があったからです」と回答した者は89.5%であり、それ以外の理由を回答した者はそれぞれ5割前後である。たとえば、「原発事故のために物資が入って来ず、食料が無くなる心配」(58.1%)、「子どもや妊婦、若い女性の被ばくを避けたいと思ったから」(52.3%)である。このように、「とにかく被ばくへの恐怖や不安から逃げたい」という思いが自主避難者の共通した根源的な避難理由であったのである。

そのため、自主避難者の79.3%が、福島第一原発の一号機が水素爆発を起こした平成23年3月12日の直後に避難し、かつ同月24日までに95.5%が避難したのである(統計結果7頁)

- (3) 避難の実行も容易ではなかった。当然に「避難弱者」もいたのである。

「乳幼児の子どもがいた」家族(122人(41.6%))「要介護の同居家族がいた」家族(71人(24.2%))など、避難の実行がいかに大変であったかが分かる。なお、原子力損害賠償紛争解決センターでは、精神的慰謝料の増額事由として、「・要介護状態にあること・身体または精神の障害があること・重度または中程度の持病があること・上記の者の介護を日常的に行っていること・懐妊中であること・乳幼児の世話を恒常的に行ったこと・家族の別離、二重生活等が生じたこと」などを挙げ、月々3万円乃至6万円程度の慰謝料増額を行っているが、同様の状況は強制避難

だけでなく、放射性物質を恐れて避難弱者を伴い避難をせざるを得なかった自主的避難対象区域からの避難者にも該当するはずである。

- (4) 自由記載欄を見ても、以下のとおり、不安や恐怖の末に自主避難という究極の決断をしているのであって、少なくとも、情報のほとんど存在しない中で、不安と恐怖の中で避難を実施した行為は、強制避難区域からの避難と何ら本質において差異はないだろう。

「子どもの安全や健康被害を考えると避難すべきと考えた。飲料水の安全もわからなかったし、もらう為に屋外に出ることも心配していた。」

(原告番号 番)

「目に見えない物の恐怖で押しつぶされそうだった。その恐怖から子ども達を守りたかった。母親が感じていることは子ども達にも伝わってしまう。とにかく、パニックから逃げ出したかった。」(原告番号 )

「突然、親類からの電話で今すぐ避難しないと非常にまずいと言われ、親類の家へ避難することになった。突然のことに不安とパニックで言い表せない気持ちになった。」(原告番号 番)

「家に残っていた祖父母、父、母を考えると涙が出てきた。」(原告番

番)

「自営業の事業主として、一般のサラリーマン家庭とは違う様々な不安要素を抱えつつも、家族を守る使命感がいっぱい、事業休止はやむを得ないと考え、長期自主避難に至った。」(原告番号 番)

( )

「とにかく、どんな人が何を言っても信じることができなくなってしまっていたのと、いわき市に食料品や水やガソリンが何も入ってこないという現実から逃れるため。」(原告番号 番)

「ともかく怖かった。あの原発が次から次へと爆発したら、私たちは

もう終わりだと思った。なぜなら、国はパニックを避けるため交通手段をすべてストップさせ、いわきの人を他県へと出させないようにするだろうと思ったからです。」(「原告番号」番)

「フランスの友人から、福島は放射能で汚染されていると報道されている。早く避難するようにと言われた。また、東京の息子からも、避難してこいなどの電話があり、恐怖や不安があった。」(「原告番号」番)

「若い息子をいわきから出て遠くに行かせたかった。」(「原告番号」番)

「4号機の爆発で不安が頂点に達した」(「原告番号」番)

「原発の状況が悪化したときの不安から少しでも遠くに行きたいと思った。子ども達と一緒にいるので、不安を顔に出したくなかったが、子どもの将来を考えると涙がこみ上げてきた。」(「原告番号」番)

(5) 自主避難実行者は、自主避難中の苦勞も多かった。「避難先の家族・親戚・友人への気兼ね」(424人(63.6%))、それに伴う「体調の変化・悪化」(368人(56.8%))などで精神的・肉体的な負担を負っていたのである。

(6) 自由記載欄を見ても、自主避難実行中の精神的被害は非常に大きなものであった。

「生後2日の子どもの出生届を出せずにいたので、病院でなかなか受付をしてもらえなかった。やっと受付をしてもらえたと思ったら、別室(部屋ではなく隅の方の廊下)に隔離された。とても屈辱的だった。」(「原告番号」番)

「精神的に不安定であり、何回も泣いたりした。夜も眠れなかった。」

(「原告番号」番)

「次男が2011年の4月から小学校に上がる予定であったが、地元いわきの小学校に通わせるかどうかで親として相当迷っていた。そのために避難先である茨城県水戸市の教育委員会を含む学校関連機関に打診し、長期避難期間中水戸の小学校へ通わせるための手続にも翻弄されていた。」(原告番号 [REDACTED] 番 [REDACTED])

「母子避難で、毎週家族に会いに東京に高速道路をつかい通った。キツかった。避難場所が変わるたびに荷物を移動するのが大変だった。長期避難できる場所は探してもなかなかなかった。」(原告番号 [REDACTED] [REDACTED])

「練馬区に避難したときは、区職員やボランティアが20人から30人くらいいたが、5月の連休後に減り、保健師も来なくなり、いわき市に帰るか、東京都内のどこかに行ってくれと言われてたりして嫌な思いをした。」(原告番号 [REDACTED] 番 [REDACTED])

「・借り上げ住宅の時に、玄関先に多量の画びょうがまかれた。・避難所で都民に税金でそこまでするのか！と言われた事あります。」(原告番号 [REDACTED] 番 [REDACTED])

「避難先に犬がなじめずに、吠えて近所にも迷惑をかけてしまい、そこに長く居られなかった。」(原告番号 [REDACTED] 番 [REDACTED])

「狭くてゆっくりと休むことができない。食事が思うように取れない。ストレスや疲れのため、膀胱炎になって病院に行く。会社からは戻ってくるよう連絡が来て、先への不安が頭をよぎる。」(原告番号 [REDACTED] 番 [REDACTED])

「毎日服用する薬がなくなり、避難先の医院を受診した。夫は胃痛など体調不良を訴えたところ、胃がんだった。同年手術をした。」(原告番号 [REDACTED] 番 [REDACTED])

「家は自宅のように過ごせず、父母が親戚への気遣いから静かにする

ようにといい、ストレスがたまりどうすることもできなかつたし、苦し  
かった。」( 原告番号 番 )

「避難したとき飼犬は大問題で①主人の職場避難バスで大騒ぎで気を  
つかい避難②娘のアパートに入れられず、私の車内で丸2日間夜もいっ  
しょに寝て過ごした③預かってもらえるペットショップを10～15件  
調べて、電話をかけやっと1軒預かってもらった。(連休3/20前後で  
満杯)無理にお願いした。その時、福島から避難したとは決して言えな  
かった。」( 原告番号 番 )

「土地勘が無く、どこに何があるかわからなかつたので大変だった。  
ガソリン給油待ちため夜中を車中で過ごした。仕事がないことでの経済  
的不安が大きかった。」( 原告番号 番 )

「ストレスで脳梗塞が再発しないか心配だった」( 原告番号 )

## 6. 妊婦が受けた精神的損害

(1) 妊婦が受けた精神的損害はとりわけ過酷であった。「元気な子供が生ま  
れてくるか・・・」と通常時でも非常に不安定な時期に、子どもに影響  
を与えるのではないかという放射性物質の恐怖に襲われたのである。ア  
ンケート中でも「将来、子どもにどのような影響があるのか心配」(9人  
(90.0%))、「放射能により胎児に悪影響が出るのではないかと心配」(8  
人(80.0%))と、子どもへ放射能の悪影響が出るのではないかという母  
としての心配があったのである。

(2) 自由記載欄を見ても、以下のとおり、いかに妊婦の精神的負担が大きい  
ものであったかが分かる。

「まず子どもが大丈夫なのか、H23.3.13に出生した子どもにミルクも  
何もなく、死んでしまう、どうすれば良いのか、パニックだった。放射  
性物質を浴びてしまった子ども達の将来はどうなるのか。2週間眠れず、



爆発音を身体で感じ、とてつもない恐怖に襲われた。」(原告番号〇〇)

「私は当時高校生でしたので、原発の事故の状況は本当にどうなるのか、不安と恐怖でどうしようもなかった状態でした。」(原告番号〇〇)

「幼い子どももおり、また妊娠初期でもあったため、とにかく不安な気持ちでいっぱいだった。」(原告番号〇〇)

「当時生後6か月の子どもをどうやって守ればいいのか、何を信じてどう行動すればいいのか不安でした。」(原告番号〇〇)

### 第3 一律請求の合理性

1. 以上のとおり、少なくとも初期避難時期において、受忍限度を超える平穩生活権の侵害があったことは疑いがない。問題は、それに対する相当な賠償額がいくらであるかである。
2. 原告らは、初期混乱期の慰謝料として、一般・子ども1には25万円、妊婦には50万円という一律請求を求めている。仮に、個別の損害計算を行えば、煩雑な作業を原告や裁判所に強いることになり、早期救済の妨げになることは明らかである。また、放射線被曝に対する「不安」という本質的同質性が原告内にあることは疑いの無い事実である。全員に共通する額としての一律請求を行うことには極めて合理性があると言える。大阪空港公害訴訟最高裁判決でも、被害者「全員に終始共通して生ずる被害のみを対象として」慰謝料を定めれば足りるとして、一律請求を認めている。
3. 初期混乱期において原告らが受けた被害だけを見ても、現在、被告東電による賠償では到底補てんなどできない被害を原告らは受けている。特に初期避難においては、強制避難区域からの住民と何ら変わらない避難の実行が行われたり、情報がほとんど伝えられない中で生命・身体を

危険を感じながら、滞在せざるを得なかったのである。原告らのこれらの損害について、現在の賠償額で十分と言えるのかについて、虚心坦懐に判断して頂きたい。

以上